

## 医療経済実態調査（医療機関等調査）の実施案

平成17年3月16日

中央社会保険医療協議会

調査実施小委員会

第15回医療経済実態調査については、以下の基本的な考え方によることとする。

### 1. 調査時期及び報告時期

#### （1）調査時期

平成17年6月を調査月とする。

#### （2）報告時期

調査結果の速報時期を最大限1ヶ月前倒しすることを目標に早める。

また、速報時の報告に際しては、これまで速報値を公表していた取扱いを改め、最終数値を報告する。

本報告は、平成18年6月末までを目標に報告することとし、速報で報告しない項目を中心にまとめ、次々回以降の診療報酬改定の審議に供することとする。

### 2. 調査客体及び抽出率

#### （1）調査対象

介護保険事業に係る収入のある医療機関等については、前回と同様、調査対象とする。

#### （2）抽出率

前回と同様とする。

ただし、一定の機能を有する地域医療支援病院等については、5分の1とする。

#### （3）層化

前回と同様とする。

ただし、一般病院において、一定の機能を有する地域医療支援病院等とそれ以外の病院による区分の層化は行わないこととする。

### 3. 調査内容

#### (1) 収入・費用関係

病院調査票については、給与の調査において、医師及び歯科医師の給料を合わせて調査していることから、これを医師と歯科医師とに区分するとともに、職種別の賞与を把握するための調査項目を加える。

#### (2) 設備投資関係

歯科診療所調査票については、回答する医療機関等の事務負担の軽減を図る観点から、青色申告をした個人立の診療所及び個人立以外の診療所においては、一般診療所と同様に、「前年度及び前々年度における土地、建物等の帳簿価額」の調査を行うこととし、青色申告をしていない個人立診療所においては、従前の「前年度における土地、建物等の取得額（消費税込）」の調査を行うこととする。

また、保険薬局調査票についても、歯科診療所と同様の取扱いとする。

#### (3) 租税公課、借入金等関係

- ① 病院調査票については、従前の「福利厚生費等の調査」における損害保険料・租税公課等の欄に、新規に発生した「長期借入金」及び「長期借入金の返済額」を調査項目に加え、調査名を「租税公課、借入金等」とする。
- ② 一般診療所及び歯科診療所に係る調査票については、従前の「租税公課等の調査」における損害保険料・租税公課等の欄に、新規に発生した「長期借入金」及び「長期借入金の返済額」を調査項目に加え、調査名を「租税公課、借入金等」とする。
- ③ 保険薬局調査票については、従前の「税金等」の調査に、新規に発生した「長期借入金」及び「長期借入金の返済額」を調査項目に加える。

### 4. 集計区分

#### (1) 介護保険事業に係る収入の有無に着目した集計

##### ① 病院・一般診療所

ア. 速報は、「介護保険事業に係る収入のない医療機関の集計（A集計）」及び「介護保険事業に係る収入のない医療機関及び介護保険事業に係る収入のある医療機関の集計（C集計）」を報告することとする。

イ. 本報告は、「介護保険事業に係る収入のない医療機関及び介護保険事業に係る収入のある医療機関の医療保険に関する集計（B集計）」を報告することとする。

② 歯科診療所・保険薬局

速報は、介護保険事業に係る収入が極めて限定的であることから、介護保険事業に係る収入の有無で区別せず、「介護保険事業に係る収入のない医療機関等及び介護保険事業に係る収入のある医療機関等の集計（C集計）」に一本化して報告することとする。

（注）「第15回医療経済実態調査（医療機関等調査）の集計イメージ図」は別添参照

（2）医療機関の機能に着目した集計

○ 一般病院

- ・臨床研修指定病院
- ・療養病床60%以上の病院
- ・回復期リハビリテーション病棟入院料算定病院
- ・小児入院医療管理料1・2算定病院
- ・急性期入院加算・急性期特定入院加算算定病院
- ・地域医療支援病院
- ・亜急性期入院医療管理料算定病院（新規）
- ・ハイケアユニット入院医療管理料算定病院（新規）

○ 精神病院

○ 特定機能病院

○ 歯科大学病院

（3）その他の集計・分析

- ① 病院における職種別の給与の集計について、医師と歯科医師の給料を区分し、職種別の賞与も合わせて集計を行うこととする。
- ② 医療機関等における借入金の状況について、新規に発生した借入金を追加して集計を行うこととする。
- ③ 病院の規模別、院外処方率別の集計など、原則、前回どおり集計を行うこととする。
- ④ 一般病院等の收支状況について、平均値だけではなく、分布（バラツキ）も分析することとする。

⑤ 定点観測的な手法を用いた調査の試行については、一定数を前回と比較できるように集計・分析し、本報告にとりまとめることとする。

(注) 一般病院については、できるだけ速報時に報告できるよう努力する。

⑥ 医療機関等からの調査の回答時期（7月末、8月末、9月末）に着目した収支の状況及び有効回答施設数等の状況を集計・分析し、本報告にとりまとめることとする。

## 5. その他

### (1) 病院会計準則の改正に伴う調査票の見直し

病院調査票における医業収入及び費用の科目については、前回調査との継続性を重視し、回答する医療機関の事務負担を増大させないように配慮しつつ、新病院会計準則における損益計算書の科目に極力合わせるものとする。また、費用科目の配列についても同様とする。

なお、一般診療所、歯科診療所及び保険薬局に係る調査票については、従来からの取扱いを踏襲するものとする。

(主な見直し項目)

① 新たに「材料費」として科目を設け、従来からの「医薬品費」、「診療材料費・医療消耗器具備品費」、「歯科材料費」及び「給食用材料費」を、その内訳とする。

② 新たに「設備関係費」として科目を設け、従来からの「減価償却費」及び「経費」の一部を、その内訳とする。

(注) 「経費」の一部とは、設備器械賃借料、土地賃借料、建物賃借料である。

### (2) 記入しやすい調査票への見直し(簡素化)

① 病院、一般診療所、歯科診療所及び保険薬局については、使用頻度が極めて少ない集計に係る調査項目は廃止する。

(廃止項目例)

- 現在地での開業年月(共通)
- 管理者の年齢・性別(保険薬局は「管理薬剤師の年齢・性別」)(共通)
- 1週間の表示診療時間の状況(歯科診療所)

- ② 病院については、収支の調査における「医業外収入」と「介護外収入」を合算し、「その他の収入」に一本化することとする。
- ③ 歯科診療所及び保険薬局については、簡易な方法（一定の前提で按分計算を行う方法）で、医療保険費用と介護保険事業費用の区分の取扱いを廃止することによる記入項目の見直し（記入欄の削除）を行うこととする。
- ④ 病院、一般診療所、歯科診療所及び保険薬局については、有効回答施設数を確保する観点から、薬剤関係調査は廃止する。

### （3）有効回答率の向上方策

- ① 調査に際しては、有効回答率の向上を図る観点から、上記（2）の簡素化と合わせ、ホームページを利用した電子媒体による調査票の回答などの検討を進める。
- ② 診療側関係団体の協力を得て調査を進める。

(別添)

### 第15回医療経済実態調査（医療機関等調査）の集計イメージ図

	介護保険事業を実施していない医療機関等	介護保険事業を実施している医療機関等
医療保険に 係る収支等	<p>介護保険事業に係る収入のない 医療機関の集計（A集計）</p>	<p>介護保険事業に係る収入のない医療機関及び 介護保険事業に係る収入のある医療機関の 医療保険に関する集計（B集計）</p>
介護保険に 係る収支等		<p>介護保険事業に係る収入のない医療機関等及び 介護保険事業に係る収入のある医療機関等の集計 (C集計)</p>

(参考)

## 第15回医療経済実態調査（医療機関等調査）の今後の見通し

### 【3月末～4月】総務省協議開始・客体抽出

- 診療側関係団体への調査協力依頼について  
中医協会長から日本医師会会长、日本歯科医師会会长、日本薬剤師会会长宛に調査協力依頼文を送付予定。
- 定点観測的な手法を用いた試行調査等について
  - ・定点観測的な手法を用いた試行調査については、小委員長と調整したうえで実施する。
  - ・ホームページを利用した電子媒体による回答などの扱いについても、小委員長と調整を行いつつ、検討を進める。

### 【4月末～5月】総務省承認、調査票発送

### 【6月】調査月

- 文書による回答時期の喚起（下旬）

### 【7月】回答期限（末）、調査票の不備補正・照会等作業開始（中旬）

- 文書による回答期限の喚起（中旬）

### 【8月】調査票の集計等作業開始

- 7月末回答未提出医療機関等に対する督促（初旬）

### 【9月】

- 速報時の報告（最終数値）においては、原則、9月末までに提出された回答（調査票）を取り込む予定。

### 【10月～】

- 報告書（速報）の取りまとめ開始
  - ・速報時に報告すべき、病院及び一般診療所の「A集計」あるいは歯科診療所及び保険薬局の「C集計」を中心とした集計・分析を優先的に進める。
  - ・病院及び一般診療所の「C集計」については、上記の集計状況を勘案しつつ、集計・分析を進める。
  - ・定点観測的な手法を用いた試行調査においては、一般病院について、できるだけ速報時に報告できるよう努力する。

## 第15回医療経済実態調査（医療機関等調査）要綱（案）

### 1. 調査の目的

病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局における医業経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的とする。

### 2. 調査の内容

病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局について、施設の概要、収支の状況、資産及び負債、従事者の人員及び給与、設備投資の状況等の調査を行う。

### 3. 調査の対象

社会保険による診療・調剤を行っている全国の病院、一般診療所、歯科診療所及び1か月間の処方せん平均取扱い枚数が300枚以上の保険薬局を対象とする。

ただし、開設者が医育機関（特定機能病院及び歯科大学病院は除く）であるもの、特定人のために開設されている閉鎖的なもの、感染症病床のみを有する病院、結核療養所、原爆病院、自衛隊病院等の特殊な病院並びに刑務所、船内等に設置される一般診療所及び歯科診療所は除外する。

また、歯科併設の一般診療所、臨床検査センター、夜間診療所、巡回診療所及び1か月間の診療時間が100時間未満であると推定された医療機関は調査対象から除外する。

### 4. 調査の客体及び抽出方法

調査対象となる医療機関等から、それぞれ次の方法によって抽出した施設を調査客体とする。

#### (1) 病院

ア 層化無作為抽出法による。

イ 第1の層化は、介護療養施設サービス事業を行っている病院と行っていない病院に分類し、この区分によって行う。

ウ 第2の層化は、病床数が200床以上、200床未満に分類し、この区分によって行う。

エ 第3の層化は、院外処方の有無別に分類し、この区分によって行う。

オ 第4の層化は、全国の都道府県を次の9の地域に分類し、この区分によって行う。

地 域	都 道 府 県
北 海 道	北海道
東 北 関 係	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、 新潟、山梨、長野
東 北 地 帯	岐阜、静岡、愛知、三重 富山、石川、福井
近 中 四 州	滋賀、京都、奈良、大阪、兵庫、和歌山 鳥取、島根、岡山、広島、山口 徳島、香川、愛媛、高知 福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、宮崎、鹿児島、 沖縄

カ 第5の層化は、全国を国家公務員の調整手当における地域区分を5地域に分類し、この区分によって行う。（区分については別紙参照）

キ 第6の層化は、一般病院（特定機能病院及び歯科大学病院）、それ以外の一般病院及び精神病院（許可病床のすべてが精神病床であるもの）別に開設者（国立、公立、公的、医療法人、社会保険関係法人、その他法人、個人）ごとに分類し、この区分によって行う。

ク 抽出率は、一般病院（特定機能病院及び歯科大学病院）については1／1、その他については1／5とする。

## (2) 一般診療所

ア 層化無作為抽出法による。

イ 第1の層化は、有床、無床の別に分類し、この区分によって行う。

ウ 第2の層化は、主たる診療科別に分類し、この区分によって行う。

エ 第3の層化は、有床については介護療養施設サービス事業を行っている一般診療所と行っていない一般診療所に分類し、この区分によって行う。

オ 第4の層化は、院外処方の有無別に分類し、この区分によって行う。

カ 第5、第6の層化は、病院と同じ地域分類（第4、第5層化）によって行う。

キ 抽出率は1／25とする。

(3) 歯科診療所

- ア 層化無作為抽出法による。
- イ 第1の層化は、院外処方の有無別に分類し、この区分によって行う。
- ウ 第2、第3の層化は、病院と同じ地域分類（第4、第5層化）によつて行う。
- エ 第4の層化は、常勤の歯科医師数を、1人、2人以上の区分に分類し、この区分によって行う。
- オ 抽出率は1／50とする。

(4) 保険薬局

- ア 層化無作為抽出法による。
- イ 第1、第2の層化は、病院と同じ地域分類（第4、第5層化）によつて行う。
- ウ 第3の層化は、開設者（個人、法人）の別に分類し、この区分によつて行う。
- エ 抽出率は1／25とする。

5. 調査主体

中央社会保険医療協議会

6. 調査の時期

平成17年6月の1月間について実施する。

7. 調査の事項

調査票に掲げる事項とする。

8. 調査の方法

- (1) 調査は、往復郵送方式により行う。
- (2) 調査票の記入は、医療機関等管理者の自計申告の方法による。

9. 結果の公表

調査の結果については、中央社会保険医療協議会の議を経て、速やかに公表する。

(別紙) 国家公務員の調整手当に係る級地区分

都道府県名	甲 地			乙 地	その他
	(12／100)	(10／100)	(6／100)		
北海道				(札幌市)	
青森県					
岩手県					
宮城県				仙台市	
秋田県					
山形県					
福島県					
茨城県				つくば市	
栃木県					
群馬県					
埼玉県				さいたま市 川越市 川口市 所沢市 狭山市 草加市 越谷市 戸田市	朝霞市 志木市 和光市
千葉県				千葉市	市川市 松戸市 習志野市 (柏市)
東京都	東京23区	八王子市 立川市 武蔵野市 三鷹市 府中市 調布市 小金井市	国分寺市 国立市 西東京市 狛江市 多摩市 福城市 町田市		昭島市 小平市 日野市 東村山市 清瀬市 武蔵村山市 青梅市
神奈川県		横浜市 川崎市 横須賀市 鎌倉市		(三浦郡葉山町)	厚木市 大和市 海老名市 茅ヶ崎市
新潟県					
富山県					
石川県					
福井県					
山梨県					
長野県					
岐阜県					
静岡県					(静岡市)
愛知県		名古屋市			(岡崎市)
三重県					
滋賀県					大津市
京都府		京都市			(宇治市) 向日市
大阪府		大阪市 豊中市 吹田市 高槻市 守口市 枚方市 茨木市 箕面市 (堺市) (東大阪市)	高石市 寝屋川市 (池田市) (八尾市) (泉大津市) (貝塚市) (泉佐野市) (富田林市) (和泉市) (岸和田市)		羽曳野市 門真市 (柏原市)
兵庫県		神戸市 尼崎市 西宮市	芦屋市 宝塚市	伊丹市	(姫路市)
奈良県					奈良市 大和郡山市 (生駒市)
和歌山县					(和歌山市)
鳥取県					
島根県					
岡山県					(岡山市)
広島県					広島市
山口県					
徳島県					
香川県					
愛媛県					
高知県					
福岡県				福岡市	(北九州市)
佐賀県					
長崎県					(長崎市)
熊本県					
大分県					
宮崎県					
鹿児島県					
沖縄県					

左記以外の地域

( )は暫定指定地域